

令和4年11月15日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 柴田 一成

賃金室長補佐 竹森栄見子

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和4年度熊本県特定(産業別)最低賃金の決定について

熊本労働局長(新田 峰雄)は、熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、令和4年11月15日、官報公示を行いました。

【公示概要】

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

最低賃金額 1時間 896円(863円から33円引上げ)

発効予定日 令和4年12月15日

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 931円(902円から29円引上げ)

発効予定日 令和4年12月15日

熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金

最低賃金額 1時間 855円(796円から59円引上げ)

発効予定日 令和4年12月15日

熊本県の最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	853円	令和4年10月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定(産業別)最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896円	令和4年12月15日	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	931円	令和4年12月15日	
百貨店、総合スーパー	855円	令和4年12月15日	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。

注4 「百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。